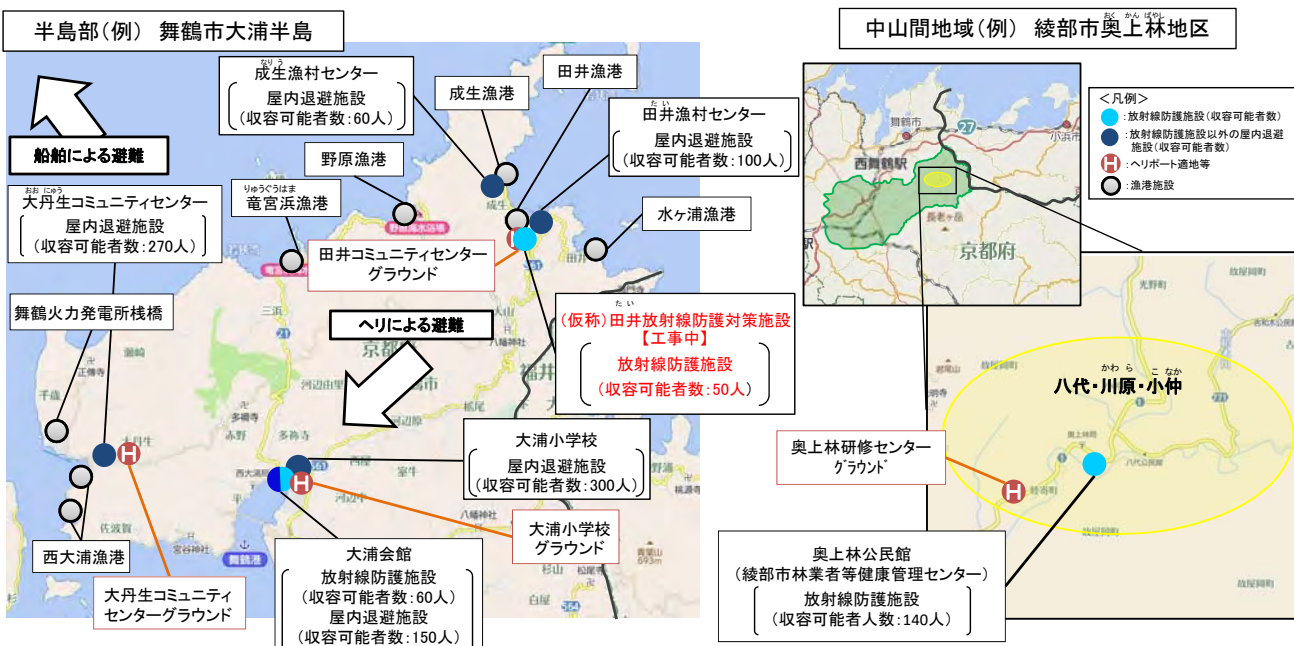


自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



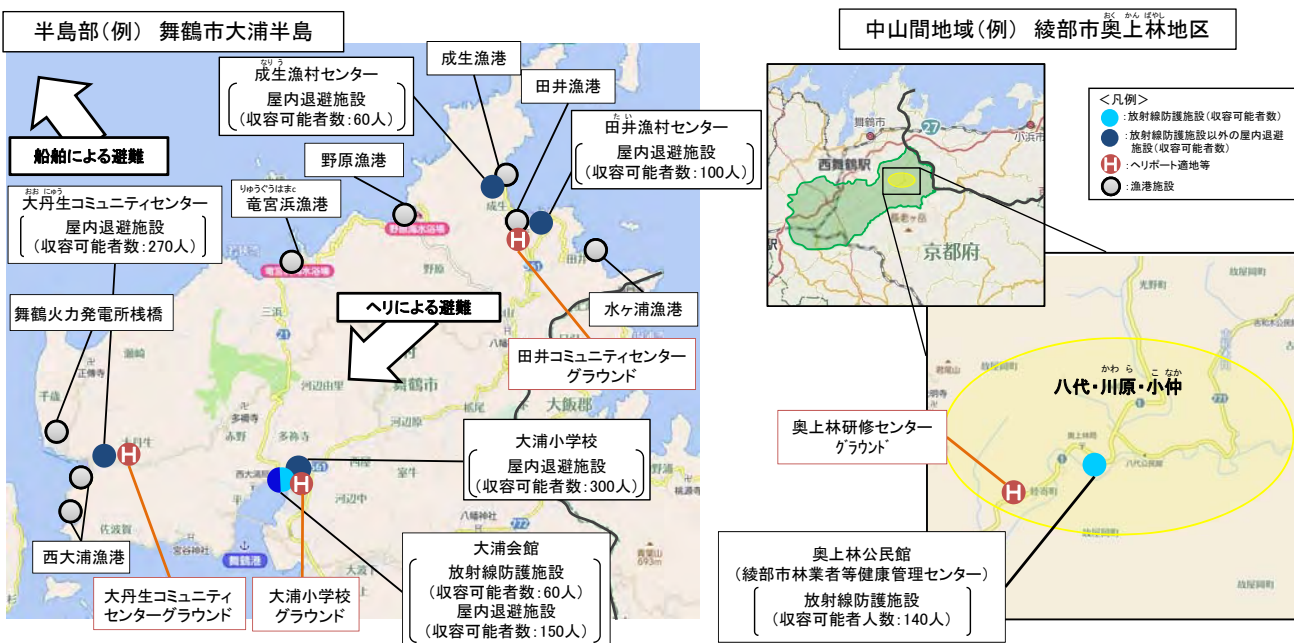
※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

186

自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



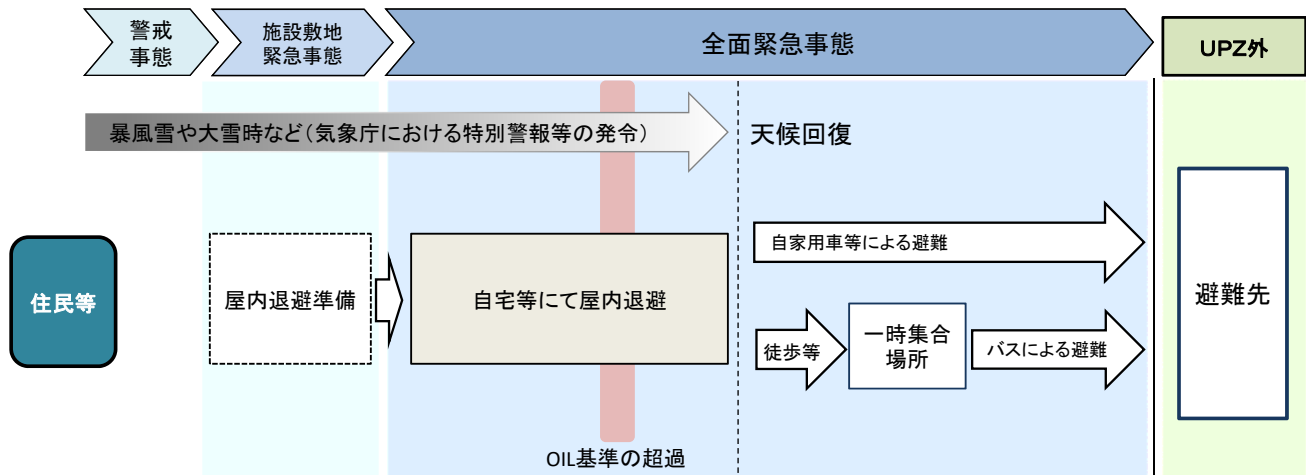
※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

187

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候回復後、降雪や積雪を考慮した避難が可能となり、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

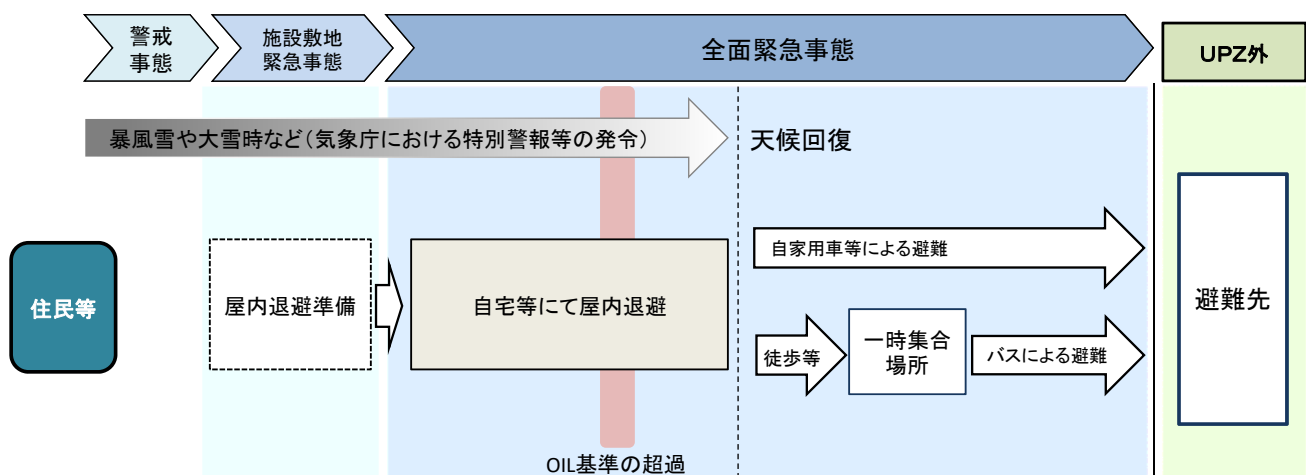
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



188

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

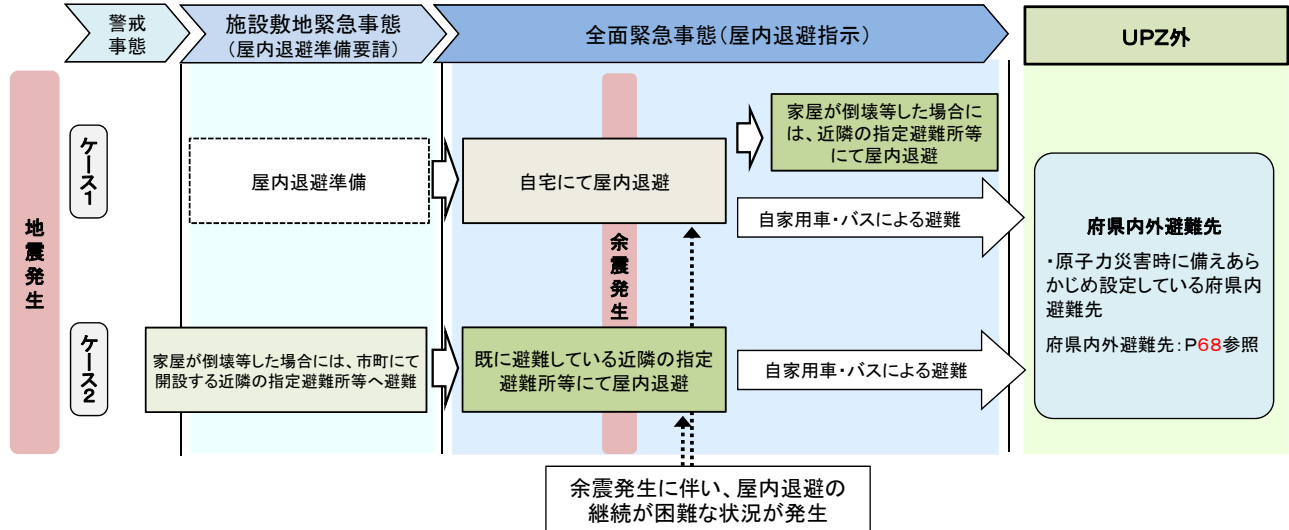
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



189

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※₂。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



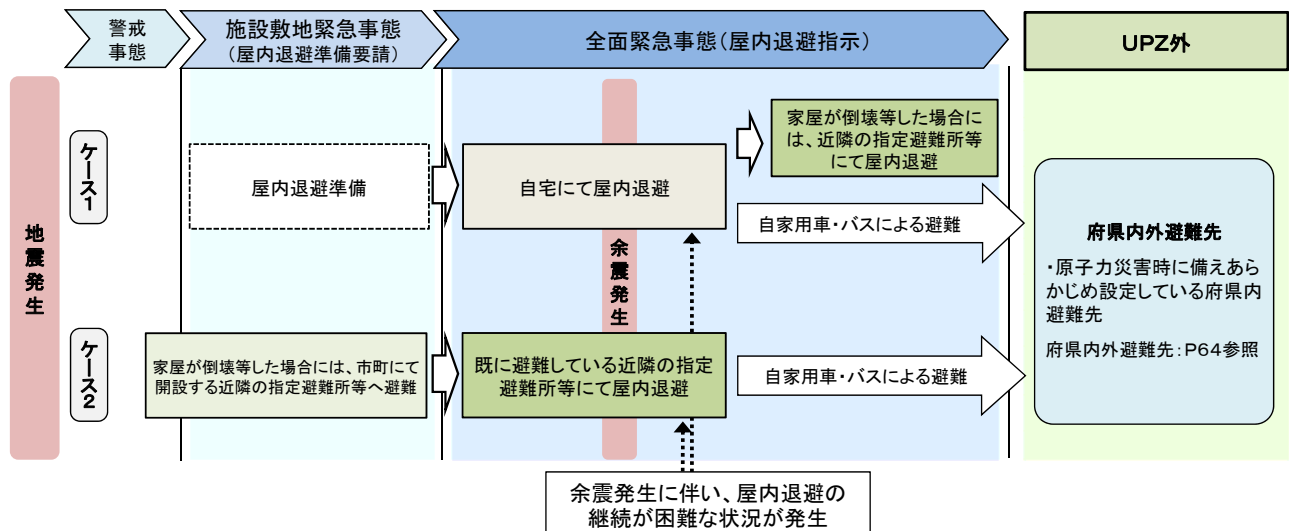
※₁ 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※₂ 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

190

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※₂。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



※₁ 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※₂ 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

191

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が35台、ストレッチャー車両が25台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（849台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	125台	82台	
医療機関	110台	191台	
社会福祉施設	246台	64台	
合計	481台※1	337台※2	※1 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	35台	25台	・ピストン輸送（14往復）を想定



県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	849台（平成31年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施¹⁹²

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が35台、ストレッチャー車両が27台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（800台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	113台	117台	
医療機関	129台	182台	
社会福祉施設	248台	74台	
合計	490台※1	373台※2	※1 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	35台	27台	・ピストン輸送（14往復）を想定



県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台（平成29年2月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が74台、ストレッチャー車両が44台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、171台と110台（179台※1）台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー（6,158台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	239台	133台	
医療機関	204台	270台	
社会福祉施設	589台	205台	
合計	1,032台※1	608台※2	※2 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	74台	44台	・ピストン輸送（14往復）を想定

府内の福祉車両保有数※4	171台	110台	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,158台（平成31年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は179台に相当

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施 194

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が74台、ストレッチャー車両が56台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、163台と105台（172台※1）台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー（6,047台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	307台	162台	
医療機関	197台	410台	
社会福祉施設	527台	209台	
合計	1,031台※2	781台※3	※2 車椅子車両は1台あたり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	74台	56台	・ピストン輸送（14往復）を想定

府内の福祉車両保有数※4	163台	105台	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,047台（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は172台に相当

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,199人、必要車両数52台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は907台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細については100頁参照）。

		合計	たか はま ちよう 高浜町	おおい ちよう おおい町	お ば ま し 小浜市	わか さ ちよう 若狭町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	43,946	2,778	8,233	29,262	3,673	H31.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	2,199	139	412	1,464	184	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定※1
必要車両台数※2		52	4	10	33	5	バス1台当り45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	907 (平成31年4月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	15,712	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

196

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,233人、必要車両数53台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は878台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細については96頁参照）。

		合計	たか はま ちよう 高浜町	おおい ちよう おおい町	お ば ま し 小浜市	わか さ ちよう 若狭町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	44,614	2,759	8,288	29,922	3,645	H29.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	2,233	138	415	1,497	183	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定※1
必要車両台数※2		53	4	10	34	5	バス1台当り45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	878 (平成28年12月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

197

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時的移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約86,707人、必要車両数1,931台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,350台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細については100頁参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	ふくちやまし 福知山市	あやべし 綾部市	みやづし 宮津市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちやう 京丹波町	いねちやう 伊根町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	115,608	81,331	449	8,086	17,897	3,543	2,904	1,398	H31.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	86,709	60,999	337	6,065	13,423	2,658	2,178	1,049	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※1
必要車両台数		1,931	1,356	8	135	299	60	49	24	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	2,350 (平成30年12月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	15,712	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

198

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（京都府）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時的移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約89,420人、必要車両数1,990台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,298台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細については96頁参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	ふくちやまし 福知山市	あやべし 綾部市	みやづし 宮津市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちやう 京丹波町	いねちやう 伊根町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	119,223	83,537	464	8,502	18,538	3,699	3,070	1,413	H29.4.1現在
	バスによる一時移転等が必要となる住民	89,420	62,653	348	6,377	13,904	2,775	2,303	1,060	・UPZ内人口×0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定※1
必要車両台数		1,990	1,393	8	142	309	62	52	24	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社保有車両	2,298 (平成28年3月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県保有台数	14,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

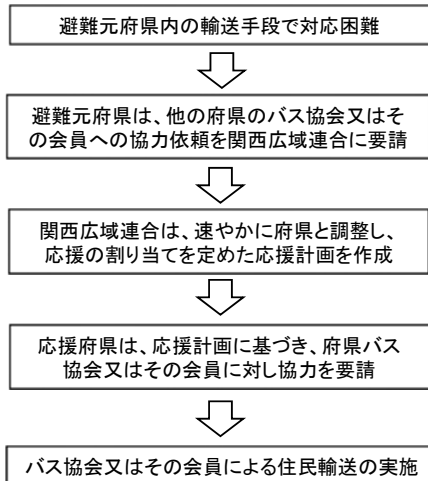
199

国、関係機関による輸送能力の確保

福井県及び京都府内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,110
三重県	1,337
滋賀県	950
大阪府	5,336
兵庫県	4,100
奈良県	1,022
和歌山県	718
鳥取県	520
徳島県	619
計	15,712

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

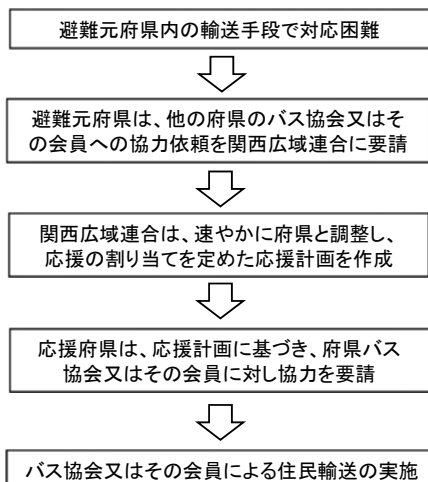
200

国、関係機関による輸送能力の確保

福井県及び京都府内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,229
三重県	1,230
滋賀県	1,000
大阪府	4,022
兵庫県	3,917
奈良県	1,006
和歌山県	706
鳥取県	540
徳島県	515
計	14,165

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

201

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長

【応援内容】

- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
- ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- ③被災者等の一時収容のための施設の提供
- ④医療機関による傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
- ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- ⑧医療機関による傷病者の受入れ
- ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

202

(C)2014ZENRIN(206E-第175号)

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市長

【応援内容】

- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
- ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- ③被災者等の一時収容のための施設の提供
- ④医療機関による傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
- ③食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- ⑧医療機関による傷病者の受入れ
- ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食糧、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

203

(C)2014ZENRIN(206E-第175号)

他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①住民の避難
- ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
- ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
- ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月8日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他特に要請のあった事項

204

(C)2014ZENRIN(206E-第175号)

他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①住民の避難
- ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
- ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
- ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月8日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他特に要請のあった事項

205

(C)2014ZENRIN(206E-第175号)

7. 大飯発電所及び高浜発電所がともに 被災した場合における対応

＜対応のポイント＞

1. 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合は、両地域を一体として対応にあたることとし、現地における対応を一元化すること。
2. 大飯発電所の原子力災害対策重点区域においては「大飯地域の緊急時対応」、高浜発電所の原子力災害対策重点区域においては「高浜地域の緊急時対応」に基づき、それぞれ防護措置を実施するが、両発電所の原子力災害対策重点区域が重なる地域については、事態が進展した発電所の緊急時活動レベルに応じた防護措置を先行して実施すること。

206

新規ページ

207